災害防止協議会規定

- 1. 名 称
- 2. 所在地
- 3. 設置期間
- I 総 則
- 1. 目 的

本協議会は、労働安全衛生法第30条「特定元方事業所等の講ずべき措置」に基づく協議組織であり、会員相互の協議により、 における統括管理の円滑なる運営を図り、 もって関係労働者の災害防止に寄与することを目的とする。

2. 用語の定義

この規定における主要な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 関係請負人とは、特定元方事業者である博多港管理株式会社が統括管理義務を有する 工事関係事業者をいう。
- (2) 関係労働者とは、博多港管理株式会社及び関係請負人の使用する労働者をいう。

Ⅱ 構 成

1. 会 員

協議会は、統括安全衛生責任者(作業所長)をはじめ、元請業者の関係職員及びすべての 関係請負人を会員とする。

2. 代理人

会員は、協議会に参加することが著しく困難な場合、代理人を参加させることができる。 この場合、関係請負人は当該代理人に対し、必要なすべての権限を与えなければならない。

3. 会員の入会

会員は、遅滞なく

災害防止協議会に入会することとする。

4. 役 員

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (作業所長)
- (2) 副会長 1名 (会員の中から互選により選出する)
- (3)幹事 若干名 (必要に応じ、会員の中から互選により選出する)

Ⅲ 運 営

1. 会議の開催

(1) 本会議

本会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- ① 定例会議は毎月第 週の 曜日に開催する。
- ② 臨時会議は、会長が必要と認めたとき召集する。

(2) 本会議の議事

本会議では、次の事項を協議する。

- ① 現場の安全衛生管理方針・重点目標・安全対策の具体的方法
- ② 指示・指導事項と具体的方策及び伝達事項
- ③ 前回の決議事項の確認・反省
- ④ 今月の工程・安全衛生管理計画
- ⑤ 作業間の連絡及び調整に関する事項
- ⑥ 作業場内の巡視に関する事項
- ⑦ 労働安全衛生規則「特別規制」第635条~第642の2に揚げる事項
- ⑧ 安全衛生に関する諸行事に関する事項
- ⑨ その他労働災害防止に関する事項

(3) 役員会

会長は、次の事項につき、緊急時その他本会議によることが困難と認めた場合に役員を召集し、役員会の協議をもって本会議の協議にかえることができる。

- ① Ⅲ運営の(2)本会議の議事の②及び③の事項
- ② その他緊急やむをえざる事項

(4) 分会の設置

協議会は、必要に応じて分会を設けることができる。

2. 職 務

(1) 会 長

会長は、協議会を代表し、本会議及び役員会の運営にあたる。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3)幹事

幹事は、各関係請負人への連絡、協議会の開催、議事録の作成、その他庶務をつかさどる。

(4) 会 員

会員は、協議会に参加するとともに、会議で協議された事項につき、各自の関係労働者に 周知徹底させる。

3. 事 務

(1) 事務処理

協議会の事務は、博多港管理が処理する。

(2) 議事録の作成と保存

会議は、議事録を作成し、本工事災害防止協議会がこれを保存する。 工事終了後は博多港管理株式会社に移管するものとする。

附 則

この規定は、平成 年 年 日から実施する。